

公証人手数料

公証人手数料令（平成5年政令第224号）
平成5年8月1日施行

	(目的の価額)	(手数料)
証書の作成	100万円以下	5,000円
	100万円を超え200万円以下	7,000円
	200万円を超え500万円以下	11,000円
	500万円を超え1,000万円以下	17,000円
	1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
	3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
	5,000万円を超え1億円以下	43,000円
	1億円を超え3億円以下	4万3,000円に5,000万円までごとに1万3,000円加算
	3億円を超え10億円以下	9万5,000円に5,000万円までごとに1万1,000円加算
	10億円を超える場合	24万9,000円に5,000万円までごとに8,000円加算

備考	1. 遺言手数料 目的の価額が1億円までの場合、11,000円加算
	2. 証書発行手数料 証書の枚数が4枚（法務省令で定める横書の証書にあっては、3枚）を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。
	3. 役場外執務（病院等への公証人の出張） 日当：20000円（4時間以内10,000円） 交通費：実費額 病床執務手数料：2分の1加算